



EU 憲法否決と EU の地域的拡大

開発経済調査部 上席研究員 糠谷 英輝

フランス、オランダが国民投票で相次いで EU 憲法の批准を否決した。これによって EU 憲法の発効(2006年11月1日を予定)が遅れるのは確実であり、今後の EU の統合強化、地域的拡大などに影響が及ぶことが懸念されている。両国はともに欧州石炭鉄鋼共同体からの EU 創設メンバーであり、EU 内の大国に位置付けられることから EU に与えるショックは大きかった。この結果を受けて、英国は EU 憲法批准手続きそのものを凍結した。

フランスとオランダで EU 憲法の批准が否決された背景には、両国現政権に対する不満が大きかったからであるとの指摘もなされている。しかし EU が統合を進化させ、地域を拡大していくことに市民レベルでは大きな不安があることも確かであろう。具体的な不安要因としては、自国の経済情勢に対応した適切な経済金融政策運営が出来ずに経済が低迷すること、新規加盟国に生産拠点が移り、あるいは労働者が流入したりすることで、失業率が上昇したり労働条件が悪化することなどであろう。現実には国により差があるものの、全体として EU 経済は低迷から脱出できず、失業率も改善せず、経済に対する先行き不透明感が拭えずにいる。

昨年5月に中東欧諸国をはじめとした10カ国が新たに EU に加盟し、今後2007年にはブルガリア、ルーマニアの EU 加盟も予定されている。それでは EU 拡大が新規加盟国にどのような経済効果をもたらしたのであるだろうか。EU 拡大に伴い旧加盟国が不安に感じる生産等の移転や労働者の流入などはどうであろうか。

新規加盟10カ国の2004年の実質 GDP 成長率はラトビアの8.5%を筆頭に4~6%台と旧加盟15カ国の2.3%を大きく上回る経済成長を達成した。新規加盟国の成長の主因は消費と投資であり、もともと旧加盟国とは違い経済発展の途上にある新規加盟国では成長の余地も大きい。EU 加盟に先立ち、新規加盟国の経済構造改革が進展した結果とも言える。

貿易面では新規加盟国の2004年の輸出額はユーロ建てで20%増加し、輸入の18%を上回った。しかし外需の実質 GDP への寄与度で見ると、ポーランドを除いた新規加盟国はマイナスとなっている。これは新規加盟国が輸出ではなく内需によって経済成長を遂げたことを表すものである。すなわち旧加盟国への輸出によって、旧加盟国の犠牲のもとに新規加盟国の経済成長が実現したわけではない。

また新規加盟国への直接投資を見ると、流入額は2003年には加盟実現に対する懸念もあり急減を記録し、続く2004年にはこれが回復したが、2003年以前の水準には戻っていない。そもそも EU 加盟に先立って、新規加盟国の企業民営化などを契機として、

新規加盟国への直接投資の流入は急増した。国際的企業は既に新規加盟国への進出を終えており、加盟後は中小企業の進出が期待されるが、これまでのような高水準の流入は見込めない。

EU 構造調整基金等からの受け取りが新規加盟国を潤したのかと言えば、農業部門についてそれが認められる程度である。2004年のEU予算からの新規加盟国のネット受取額はGDPの1%にも満たない額に過ぎない。

旧加盟国民がもっとも不安を感じる労働者の流入については、現時点で労働市場を開放しているのは英国、アイルランド、スウェーデンの3カ国だけであり、他の12カ国は少なくとも2006年までは労働許可の取得を義務付けるなど労働市場を開放してはいない(いわゆる闇市場は別であるが)。

新規加盟国の経済規模はEU全体の5%にも満たず、欧州の経済成長のエンジン役とは到底なりえず、旧加盟国から経済成長を奪う程の規模ではない。確かに生産拠点の新規加盟国への移転などの事例も存在するが、それは企業が労働コストや租税負担などを含めた生産コストなどを考えての結果に過ぎず、より東方へ、あるいは中国等への生産移転も既に出てきている。

以上からすれば、新規加盟国が旧加盟国から生産や労働を奪ったものではなく、むしろなかなか構造改革が進まない旧加盟国に構造改革を促す刺激を与えたと考えるべきである。ドイツやオーストリアは新規加盟国に対抗して法人税率などの引き下げを実施し、ドイツやフランスでは賃金凍結や労働時間の延長など、労働市場の改革も僅かではあるが実現した。もしEUの地域的拡大がなければ、旧加盟国の構造改革は遅れ、アジア諸国等の途上国が台頭する中でより厳しい立場に立たされよう。EUの統合進化や地域的拡大は世界経済の中でEUが今後もその地位を保持していくのに必須の要因となっており、EU憲法の批准否決によってこれが変わるものではない。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>